

博多と福岡を結ぶ国体道路の空間利活用検討会 規約

(改正案)

(名 称)

第1条 本会名称は、博多と福岡を結ぶ国体道路の空間利活用検討会とする。
(以下「検討会」という。)

(目 的)

第2条 検討会は国体道路において、慢性的な混雑が続く自動車交通に加え、更なる増加が予想される自転車、歩行者への対応や、都心の回遊性向上によるまちの活力維持・強化を目的として、安心して快適な歩行者、自転車空間の形成と自動車交通が共存できる空間再編及び、博多と福岡のクロスポイントとなる春吉橋賑わい空間のあり方について、検討しとりまとめるものである。

(組 織)

第3条 検討会の構成は、別紙のとおりとする。

(運 営)

第4条 1. 検討会には、委員長を置く。
2. 委員長は、委員の互選により選出し、検討会を統括する。
3. 委員長は、検討会を招集し、会の進行を努める。
4. 委員長は、必要に応じて臨時委員を参加させることが出来る。

(事務局)

第5条 事務局は、九州地方整備局福岡国道事務所及び福岡市に置く。

(雑 則)

第6条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、委員長が定めるものとする。

(付 則) この規約は、平成31年 3月25日から施行する。
令和 2年 6月 日 改正

「博多と福岡を結ぶ国体道路の空間利活用検討会」

委員会名簿

	氏名	所属・役職
委員長	坂口 光一	九州大学 名誉教授
委員	辰巳 浩	福岡大学 教授
委員	原口 唯	九州大学 客員助教
委員	縄田 真澄	福岡経済同友会 事務局長
委員	立花 英樹	福岡商工会議所 常務理事
委員	倉富 純男	(一社)福岡県バス協会 会長
委員	安川 哲史	(一社)福岡市タクシー協会 会長
委員	檜崎 慶司	We Love 天神協議会 会長
委員	松下 琢磨	博多まちづくり推進協議会 会長
委員	南原 茂	中洲町連合会 会長
委員	竹ヶ原 政徳	冷泉自治協議会 会長
委員	平間 和俊	春吉校区自治協議会 会長
委員	内林 潤一	大名自治協議会 会長
委員	野田 孝恵	警固校区自治協議会 会長
オブザーバー	原 数政	九州運輸局福岡運輸支局長
オブザーバー	堀之内 昌二	福岡県警察本部 交通規制課長
オブザーバー	大森 浩明	福岡県博多警察署長
オブザーバー	棟杉 邦哉	福岡県中央警察署長
オブザーバー	鬼塚 明文	福岡県 福岡県土整備事務所長
オブザーバー	山本 恭久	福岡市交通局理事
オブザーバー	野村 文彦	九州地方整備局 道路計画第一課長
オブザーバー	石橋 賢一	九州地方整備局 道路計画第二課長

※順不同、敬称略

博多と福岡を結ぶ国道道路の空間利活用検討会 規約 新旧対照表

改正案	現 行	備 考
<p>博多と福岡を結ぶ国道道路の空間利活用検討会 規約</p> <p>(名 称)</p> <p>第1条 本会名称は、博多と福岡を結ぶ国道道路の空間利活用検討会とする。 (以下「検討会」という。)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 検討会は国道道路において、慢性的な混雑が続く自動車交通に加え、更なる増加が予想される自転車、歩行者への対応や、都心の回遊性向上によるまちの活力維持・強化を目的として、安心して快適な歩行者、自転車空間の形成と自動車交通が共存できる空間再編及び、博多と福岡のクロスポイントとなる春吉橋賑わい空間のあり方について、検討しとりまとめるものである。</p> <p>(組 織)</p> <p>第3条 検討会の構成は、別紙のとおりとする。</p> <p>(運 営)</p> <p>第4条 1. 検討会には、委員長を置く。 2. 委員長は、委員の互選により選出し、検討会を統括する。 3. 委員長は、検討会を招集し、会の進行を努める。 4. 委員長は、必要に応じて臨時委員を参加させることが出来る。</p> <p>(事務局)</p> <p>第5条 事務局は、九州地方整備局福岡国道事務所及び福岡市に置く。</p>	<p>博多と福岡を結ぶ国道道路の空間利活用検討会 規約</p> <p>(名 称)</p> <p>第1条 本会名称は、博多と福岡を結ぶ国道道路の空間利活用検討会とする。 (以下「検討会」という。)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 検討会は国道道路において、慢性的な混雑が続く自動車交通に加え、更なる増加が予想される自転車、歩行者への対応や、都心の回遊性向上によるまちの活力維持・強化を目的として、安心して快適な歩行者、自転車空間の形成と自動車交通が共存できる空間再編及び、博多と福岡のクロスポイントとなる春吉橋賑わい空間のあり方について、検討しとりまとめるものである。</p> <p>(組 織)</p> <p>第3条 検討会の構成は、別紙のとおりとする。</p> <p>(運 営)</p> <p>第4条 1. 検討会には、委員長を置く。 2. 委員長は、委員の互選により選出し、検討会を統括する。 3. 委員長は、検討会を招集し、会の進行を努める。 4. 委員長は、必要に応じて臨時委員を参加させることが出来る。</p> <p>(事務局)</p> <p>第5条 事務局は、九州地方整備局福岡国道事務所及び福岡市に置く。</p>	<p>第1条 変更なし</p> <p>第2条 変更なし</p> <p>第3条 変更なし</p> <p>第4条 変更なし</p> <p>第5条 変更なし</p>

(雑 則)

第6条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、委員長が定めるものとする。

(付 則) この規約は、平成31年 3月25日から施行する。

令和 2年 6月 日 改正

別紙

「博多と福岡を結ぶ国道道路の空間利活用検討会」

委員会名簿

	氏 名	所 属・役 職
委 長	坂口 光一	九州大学 名誉教授
委 員	辰巳 浩	福岡大学 教授
委 員	原口 唯	九州大学 客員助教
委 員	縄田 真澄	福岡経済同友会 事務局長
委 員	立花 英樹	福岡商工会議所 常務理事
委 員	倉富 純男	(一社)福岡県バス協会 会長
委 員	安川 哲史	(一社)福岡市タクシー協会 会長
委 員	檜崎 慶司	We Love 天神協議会 会長
委 員	松下 琢磨	博多まちづくり推進協議会 会長
委 員	南原 茂	中洲町連合会 会長
委 員	竹ヶ原 政徳	冷泉自治協議会 会長
委 員	平間 和俊	春吉校区自治協議会 会長
委 員	内林 潤一	大名自治協議会 会長

(雑 則)

第6条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、委員長が定めるものとする。

(付 則) この規約は、平成31年 3月25日から施行する。

別紙

「博多と福岡を結ぶ国道道路の空間利活用検討会」

委員会名簿

	氏 名	所 属・役 職
委 員	坂口 光一	九州大学 教授
委 員	辰巳 浩	福岡大学 教授
委 員	原口 唯	九州大学 特任助教
委 員	縄田 真澄	福岡経済同友会 常任幹事
委 員	立花 英樹	福岡商工会議所 常務理事
委 員	倉富 純男	(社)福岡県バス協会 会長
委 員	安川 哲史	(社)福岡市タクシー協会 会長
委 員	檜崎 慶司	We Love 天神協議会 会長
委 員	松下 琢磨	博多まちづくり推進協議会 会長
委 員	南原 茂	中洲町連合会 会長
委 員	竹ヶ原 政徳	冷泉自治協議会 会長
委 員	楠下 広師	春吉校区自治協議会 会長
委 員	三原 哲彦	大名自治協議会 会長

第6条 変更なし

(付 則)

令和 2年 6月 日 改正

名誉教授 (役職の変更)

客員助教 (役職の変更)

事務局長 (役職の変更)

(一社) (所属の修正)

(一社) (所属の修正)

平間 和俊 (委員の変更)

内林 潤一 (委員の変更)

委員	野田 孝恵	警固校区自治協議会 会長
オブザーバー	原 数政	九州運輸局福岡運輸支局長
オブザーバー	堀之内 昌二	福岡県警察本部 交通規制課長
オブザーバー	大森 浩明	福岡県博多警察署長
オブザーバー	棟杉 邦哉	福岡県中央警察署長
オブザーバー	鬼塚 明文	福岡県 福岡県土整備事務所長
オブザーバー	山本 恭久	福岡市交通局理事
オブザーバー	野村 文彦	九州地方整備局 道路計画第一課長
オブザーバー	石橋 賢一	九州地方整備局 道路計画第二課長

※順不同、敬称略

委員	遠藤 市郎	警固校区自治協議会 会長
オブザーバー	坂本 正弘	九州運輸局福岡運輸支局長
オブザーバー	松岡 法之	福岡県警察本部 交通規制課長
オブザーバー	戸谷 弘一	福岡県博多警察署長
オブザーバー	羽迫 良三	福岡県中央警察署長
オブザーバー	仁木 将之	福岡県 福岡県土整備事務所長
オブザーバー	山本 恭久	福岡市交通局理事
オブザーバー	野村 文彦	九州地方整備局 道路計画第一課長
オブザーバー	松元 勝美	九州地方整備局 道路計画第二課長

※順不同、敬称略

野田 孝恵（委員の変更）
原 数政（委員の変更）
堀之内 昌二（委員の変更）
大森 浩明（委員の変更）
棟杉 邦哉（委員の変更）
鬼塚 明文（委員の変更）
石橋 賢一（委員の変更）